

# 官報

号外 昭和三十三年三月二十日

## ○第二十六回 参議院會議録第十六号

昭和三十三年三月二十日(水曜日)午前十一時十七分開議

議事日程 第十五号

昭和三十三年三月二十日

午前十時開議

第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第二 特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 臨時石炭被害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 輸出検査法案(内閣提出) (委員長報告)

第五 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案(衆議院提出) (委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 小澤久太郎君

大蔵委員 泉山 三六君

商工委員 藤田 進君

通信委員 三木 治朗君

予算委員 高橋進太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 泉山 三六君

大蔵委員 小澤久太郎君

商工委員 三木 治朗君

通信委員 藤田 進君

予算委員 柴田 栄君

同日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

森林法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律

去る十五日、ユーゴスラビア連邦人民議会議長モサ・ピヤデ氏が逝去されたので、一昨十八日議長は同議会議長ラジミール・シミック氏宛、左記の弔電を送った。

連邦人民議会議長モサ・ピヤデ氏急逝の報に接し、貴国政府並びに貴国

民に對し、ここにつつしんで深甚の同情と哀悼の意を表します。

昨十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員(国会法第四十二条第二項の規定による辞任) 小澤久太郎君

同 高橋進太郎君

文教委員 田中 茂穂君

商工委員 三木 治朗君

通信委員 藤田 進君

予算委員 青木 一男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員(国会法第四十二条第三項の規定によるもの) 稻浦 鹿蔵君

同 田中 茂穂君

文教委員 高橋進太郎君

商工委員 藤田 進君

通信委員 三木 治朗君

予算委員 青柳 秀夫君

同日衆議院から左の議案を提出した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

美容師法案 社会労働委員会に付託

渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

昭和三十一年度一般会計予算補正(第2号)

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補正(特第1号)

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

日本科学技術情報センター法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方財政及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

技術士法案 商工委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを衆議院運営委員会に付託した。

昭和三十三年三月二十日 参議院會議第十六号  
會議 故マグサイサイ、フィリピン共和国大統領に弔問贈呈の件 議事日程追加の件 特派大使任命につき議決を求  
める件 簡易生命保険法の一部を改正する法律案 一四四

国立国会図書館法の規定により行政  
各部門に置かれる支部図書館及びそ  
の職員に関する法律の一部を改正す  
る法律案(議院運営委員長提出)  
同日委員長から左の報告書を提出し  
た。

特別録書復旧臨時措置法の一部を改  
正する法律案可決報告書  
臨時石炭録書復旧法の一部を改正す  
る法律案可決報告書  
輸出検査法案修正議決報告書

昭和三十一年の災害による被害農家  
に対する米穀の充渡の特例に関する  
法律案可決報告書  
農林漁業金融公庫法の一部を改正す  
る法律案可決報告書

同日委員長から提出した左の公聴会開  
会承認要求に対し議長は、即日これを  
承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称 健康保険法等の一  
部を改正する法律案(第二十五回  
国会閣法第四号)

一、公聴会の問題 健康保険法等の  
一部を改正する法律案について

一、公聴会の月日 昭和三十三年三  
月二十五日

右本委員会の決議を経て、参議院規  
則第六十二条により要求する。

昭和三十三年三月十九日

社会労働 千葉 信  
委員長

参議院議長松野鶴平殿

昨十九日内閣から、衆議院議員芦田均  
君に故マグサイサイ、フィリピン共和  
国大統領の葬儀に参列する特派大使を  
命じたいので外務公務員法第八條第三  
項の規定により本院の議決を求める旨  
の要求書を受領した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の  
會議を開きます。

この際、御報告いたします。

去る十八日、マグサイサイ、フィリ  
ピン共和国大統領の訃報に接しました  
ことは、まことに痛惜のきわみでござ  
います。議長は、弔意を表するため、  
直ちに同国上院議長ユーロジオ・ロド  
リゲス氏あて次の弔電を送りました。

貴国マグサイサイ大統領閣下御遺難  
の訃報に接し衷心より哀惜の念に堪  
えません。比国繁栄のために尽瘁せ  
られました故大統領閣下の偉大なる  
治績と生前わが国に寄せられました  
御厚誼を偲び、ここにつつしんで深  
甚なる哀悼の意を表します。

〔拍手〕

○議長(松野鶴平君) この際、日程に  
追加して、特派大使任命につき議決を

求める件を議題とすることに御異議ご  
さいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認  
めます。

内閣から、故マグサイサイ、フィリ  
ピン共和国大統領の葬儀に参列する特  
派大使に、衆議院議員芦田均君を任命  
することについて、外務公務員法第八  
條第三項の規定により、本院の議決を  
求めて参りました。

内閣が、同君を特派大使に任命する  
ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め  
ます。よつて本件は、全会一致をもつ  
て、内閣が同君を特派大使に任命する  
ことができる議決されました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、簡易  
生命保険法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)を議題といた  
します。

まず、委員長の報告を求めます。通  
信委員長剣木亨弘君。

〔審査報告書は都合により第二十  
号末尾に掲載〕

簡易生命保険法の一部を改正する  
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付  
する。

昭和三十三年三月十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

簡易生命保険法の一部を改正する  
法律案

簡易生命保険法の一部を改正す  
る法律

簡易生命保険法(昭和二十四年法  
律第六十八号)の一部を次のように  
改正する。

第十七條第一項中「十五万円」を  
「二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一  
日から施行する。

〔剣木亨弘君登壇、拍手〕

○剣木亨弘君 ただいま議題となりま  
した簡易生命保険法の一部を改正する  
法律案について、通信委員会における  
審議の経過並びに結果を御報告申し上  
げます。

簡易生命保険の保険金最高制限額  
は、現在十五万円でありますが、最近  
における経済事情の推移にかんがみま  
すると、この金額では、国民の経済生  
活の安定を確保し、制度本来の機能を  
十分に發揮することができない実情に  
ありますので、これを二十万円に引き  
上げようとするものであります。

通信委員会における審議の内容中、

おもなるものを申し上げますと、「最  
高制限額を二十万円とし、五万円の引  
き上げにとどめた具体的理由いか  
ん」との質問に対しては、「簡易生命  
保険は、勤労者階層の老後における生  
活安定、または被保険者の死亡の場合  
の医療費、葬祭費及び遺族の生活保障  
に必要な額を基礎として定められてき  
たものであるが、最近における勤労者  
階層の所得の増加、経済生活の向上等  
にかんがみると、二十五万円ないし三  
十万円ぐらいが望ましいのであるが、  
諸般の事情を考慮し、さしむぎ二十万  
円程度が妥当であるとの結論に達した  
ものである」との答弁がありました。

また、「保険金最高制限額の引き上げ  
の際は、従来、常に民間保険との均衡  
が考慮されるのである、しかしなが  
ら、かつて簡易保険の特徴であった無  
審査、月掛集金の制度は、戦後民間保

険についても認められているので、両者に本質的差異はなくなったのであるから、簡易保険の制限額が民間保険に、しかく左右されることはないではないか」との質問に対しては、「簡易保険と民間保険の関係は、従来よりの長い沿革と複雑な経緯もあり、それぞ

れの立場を尊重しつつ相互に発展して行くことが好ましいので、最高制限額も一歩々々高めて行くのが妥当であると考え、今回は二十万円とし、必要に応じ、さらに次の機会に引き上げることをいたしました」との答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、光村委員より、「簡易保険最高制限額の引き上げは、かねて国民の強い要望であるが、特に最近における国民経済の膨張によつてますますその必要の度を加えてきている。この事実にかんがみると、今回の引き上げ程度では国民の要望にこたえ、その経済生活の安定に寄与することは困難であると認めらる。よつて、政府はすみやかにさらにこの最高制限額を引き上げるよう措置すべきである」との付帯決議を付して原案に賛成の発言があり、討論を終り、採決の結果、全会一致で

もつて、光村委員発議の付帯決議を付して、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、特別鉦害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

日程第三、臨時石炭鉦害復旧法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第四、輸出検査法案(内閣提出)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長松澤兼人君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

特別鉦害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

特別鉦害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別鉦害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉦害復旧法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

臨時石炭鉦害復旧法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉦害復旧法の一部を改正する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

特別鉦害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を改正する法律案

特別鉦害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を改正する法律案

特別鉦害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を改正する法律案

特別鉦害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を改正する法律案

特別鉦害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を改正する法律案

すべき額は、賠償義務者又は受益者が納付することを要しなくなつた納付金又は負担金の額に、その家屋等の復旧費の総額からその家屋等を復旧するために必要な盛土その他の地盤の復旧工事及びこれに起因する家屋等の補修工事に要する費用(以下「地盤等復旧費」という。)の二分の一を控除した残額に對し、その家屋等の復旧費の総額から地盤等復旧費を控除した残額が有する割合を乗じて得た額とする。

第五十六条に次の一項を加える。

5 第一項の実施計画が家屋等の復旧を目的とするものであるときは、同項の認可を申請する実施計画には、その被害に係る被害者の同意書(その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面)を添附しなければならぬ。

第五十七条第二項中「(家屋等を除く)」を削る。

第六十八条第一項中「又は第五十二条の負担金として事業団が徴収すべき金額」を「若しくは第五十二条の負担金として事業団が徴収すべき金額又は第五十三条の二第一項の規定

により事業団が負担すべき金額」に改め、同項ただし書中「又は第五十二条の負担金の額のうち、その請求の時までに事業団が徴収した額」を「若しくは第五十二条の負担金の額のうちその請求の時までに事業団が徴収した額又は第五十三条の二第一項の規定により事業団が負担すべき金額の合計額」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第八十条から第八十九条まで 削除

第九十四条第一項中「又は公共施設」を、「公共施設又は家屋等」に改め、同条第二項中「又は農業用施設」を、「農業用施設又は家屋等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定により家屋等の復旧を目的とする復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額は、地盤等復旧費の額の二分の一とし、国及び都道府県が交付する補助金の額は、政令で定める。

5 賠償義務者又は第五十二条の受益者が第六十六条第三項の規定により家屋等の復旧費に充てるべき納付金又は負担金の全部又は一部を納付することを要しなくなつた

場合において第一項及び第二項の規定により家屋等の復旧を目的とする復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額とその納付することを要しなくなつた納付金又は負担金の額から第五十三条の二第一項の規定により事業団が負担すべき金額を控除した残額に相当する額との合計額とする。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第四十八条第一項の改正規定は、昭和三十三年度の復旧基本計画から適用する。

審査報告書

輸出検査法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十九日

商工委員長 松澤 兼人

参議院議長 松野鶴平殿

多数意見者署名

阿具根 登 近藤 信一  
阿部 竹松 大竹平八郎

青柳 秀夫 白井 勇  
大谷 賛雄 加藤 正人  
高橋 衛 豊田 雅孝  
小西 英雄 西川弥平治

第三条第一項中「行方検査」を「行方主務省令で定める方法による検査」に改め、同条第二項中「行方検査」を「行方同項の主務省令で定める方法による検査」に改める。

第四条及び第五条中「行方検査」を「行方主務省令で定める方法による検査」に改める。

第八条第二項中「合格したとき」は、「の下に」その指定貨物について、主務省令で定める方法により、前項の主務省令で定める基準による等級を定め、「を加え、「前項の主務省令で定める基準による」を「その」に改める。

第十六条第二号中「主務大臣が」を「主務省令で」に改める。

第二十三条第一項中「役員」の下に「又は輸出検査を実施する者(以下「輸出検査員」という。))」を加え、同条第二項を削る。

第四十四条を削り、第四十三条を第四十四条とし、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、異議の申立を受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第四十二条を第四十三条とし、同条第一項を次のように改める。

主務大臣は、第二十四条又は第二十八条第一項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る指定検査機関に對し、また、前条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る指定貨物を輸出した者に對し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

第四十一条の次に次の一条を加える。  
(輸出停止命令)  
第四十二条 主務大臣は、第三条、第五条、第九条第二項又は第十条の規定に違反してなした指定貨物の輸出が輸出品の価値を著しく害するものと認めるときは、その指定貨物を輸出した者に對し、一年以内の期間を限り、指定貨物の品

目を定め、その輸出の停止を命ずることが出来る。

第四十七条第一項中「又は第十条の規定に違反して」を「若しくは第十条の規定に違反し、又は第四十二条の規定による命令に違反して」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、自家表示を建前とする現行輸出検査制度を改めて、品質又は包装条件の維持向上を図ることが必要な貨物については、政府機関又は指定検査機関の検査を受けるべきものとする等により、輸出品の声価の維持及び向上を図つうとするものであり、輸出貿易の健全な発達のためにはおおむね妥當な措置であると認めるが、輸出検査員の身分の保証、本法の規定違反者に対する制裁措置その他本法施行上なお不備な点が考えられるので、所要の修正を行つた。

二、費用

昭和三十三年度予算に、政府機関の經常費として約四億円、登録検査機関の検査設備改善費補助金を

として一千万円が計上されてい

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について特段の考慮を払い、必要な措置を講ずべきである。

一、法第十条の検査の特例の適用については、なるべく最少限度の貨物に止めること。

二、一つの指定貨物について現在政府機関と民間検査機関と併存しているものもあるもこれをいづれかに一本化すること。

三、輸出貿易の繁栄好不況等も考慮しなるべく数品目の検査を行う統合検査機関を作り弾力性ある運営をなし得るよう措置すること。

四、政府の検査及び検査監督機関を整備強化し、公正且つ適確に業務を実施し得るよう措置すること。

五、関係検査機関は共同して検査員の技術の向上、身分の安定を図るよう指導すること。

六、受検手続の簡素化及び検査手数料の軽減に努め、特に中小企業及び農林水産業の負担を過重ならしめぬよう万全の措置を講ずること。

七、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講ずること。

輸出検査法案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月十八日

内閣総理大臣 岸 信介  
臨時代理大臣 國務大臣

輸出検査法案

輸出検査法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 検査(第二条—第十三条)

第三章 指定検査機関(第十四条—第二十九条)

第四章 輸出検査審議会(第三十条—第三十七条)

第五章 雑則(第三十八条—第四十六条)

第六章 罰則(第四十七条—第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、輸出検査を行うことによつて、輸出品の声価の

維持及び向上を図り、もつて輸出貿易の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二章 検査

(品質に関する基準)

第二条 主務大臣は、品質(包装条件を含む。以下同じ)の維持又は向上を図ることが特に必要である貨物であつて、政令で定める品目に属するもの(以下「指定貨物」という。)について、主務省令で、その品質の検査の基準を定めなければならない。

2 主務大臣は、指定貨物の特定の地域における声価を維持するため必要があると認めるときは、主務省令で、その品目及び地域を定め、前項の主務省令で定める基準より高い基準を定めることができる。

(検査)

第三条 指定貨物(第十条第一項の主務省令で定める品目に属するものを除く)は、その品質が前条第一項の主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関若しくは主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定に

よりその検査に合格した旨の表示(主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附されたもの又は次項に規定する検査を受け、同項に規定する表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

2 前条第二項の主務省令で定める品目に属する指定貨物(第十条第一項の主務省令で定める品目に属するものを除く)は、その品質が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて前項の主務省令で定める区分に従い政府機関又は同項の規定により主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示(前項の規定により主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後同項の規定により主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附されたものでなければ、前条第三項の主務省令で定める地域に輸出してはならない。

(材料検査及び製造検査)

第四条 材料の品質の検査を行わなければならない検査を適確に行うこ

とができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、政令で定める材料であつて、その品質が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示(主務大臣が指定する材料にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。)を附されたものを材料とするものでなければ、前条の検査を受けることができない。

2 設計の検査及び製造中の検査を行わなければ前条の検査を適確に行うことができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、その設計及び製造中の品質が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査に合格したものでなければ、同条の検査を受けることができない。

第五条 包装条件について特別の検査を行わなければならない品質の維持を図ることができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、第三条の検査を受けた後その包装条件が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

検査を行わなければならない品質の維持を図ることができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、第三条の検査を受けた後その包装条件が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

(合格)

第六条 前三条の検査(以下「輸出検査」という。)においては、その指定貨物若しくは第四条第一項の政令で定める材料の品質、同条第二項の政令で定める品目に属する指定貨物の設計若しくは製造中の品質又は前条の政令で定める品目に属する指定貨物の包装条件がそれぞれ前三条に掲げる基準に適合しているときは、合格とする。

(合格の表示)

第七条 政府機関又は第三条第一項、第四条若しくは第五条の規定により主務大臣が指定した者(以下「指定検査機関」という。)は、主務省令で定める方法により、第三

条の検査に合格した指定貨物若しくはその包装、第四条第一項の検査に合格した材料又は第五条の検査に合格した指定貨物の包装に、その検査に合格した旨、その検査をした者の名称その他主務省令で定める事項の表示を附さなければならない。

(等級の表示)

第八条 主務大臣は、品質を識別するため特に必要がある指定貨物について、主務省令で、その品目並びにその品質を識別するための等級及びその基準を定めることができる。

2 政府機関又は指定検査機関は、前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物が第三条の検査に合格したときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、前項の主務省令で定める基準による等級の表示を附さなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

3 主務省令で定める品目に属する指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級

の表示をもつて前条に規定する検査に合格した旨の表示とみなす。

(封)

第九条 政府機関又は指定検査機関は、主務省令で定める品目に属する指定貨物又はその包装に第七条の規定により表示を附したときは、主務省令で定める方法により、その包装に封を施さなければならない。

2 前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物であつて、同項の封を施してないものは、輸出してはならない。ただし、政府機関が主務省令で定める方法により同項の封に代るべき封を施したものを輸出するとき、その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

(検査の特例)

第十条 指定貨物のうち、政府機関又は指定検査機関がその品質の検査を行わなければならない品質の維持又は向上を図ることができないと認められる貨物以外の貨物であつて、主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第一項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附する者の氏名

若しくは名称その他主務省令で定める事項の表示(主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。)を附したものでなければ、輸出してはならない。

2 第二条第二項の主務省令で定める品目に属する指定貨物であつて、前項の主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第二項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附する者の氏名又は名称その他主務省令で定める事項の表示(前項の規定により主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後同項の規定により主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。)を附したものでなければ、第二条第二項の主務省令で定める地域に輸出してはならない。

第十一条 前条の規定により指定貨物に表示を附そうとする者は、その指定貨物の品質がそれぞれ同条に掲げる基準に適合しているとき

でなければ、その表示を附してはならない。

第十二条 第十条の規定により指定貨物に表示を附する者は、その指定貨物が第八条第一項の主務省令で定める品目に属するときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、同項の主務省令で定める基準による等級の表示を附さなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 主務省令で定める品目に属する指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級の表示をもつて第十条に規定する基準に適合している旨の表示とみなす。

(適用除外)

第十三条 第三条、第五条、第九条第二項又は第十条の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 その指定貨物の輸出が輸出品の声価を害するおそれがないと認められる場合において、主務大臣が許可したとき。

二 本邦にある外国公館が送付する指定貨物を輸出するとき、その他主務省令で定める場合

第三章 指定検査機関

(指定)

第十四条 第三条第一項、第四条又は第五条の指定は、主務省令で定める区分ごとに、輸出検査を行おうとする者の申請により行い。(欠格事由)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定を受けることができない。

一 この法律又は外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)若しくは輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により指定を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

三 その業務を行つて役員のうち、次の各号の一に該当する者がある者

イ 第一号に該当する者  
ロ 第二十四条の規定による命

令により解任され、解任の日から一年を経過しない者

(指定基準)

第十六条 主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしない。

一 主務省令で定める機械器具その他の設備を用いて輸出検査を行つものであること。

二 主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が輸出検査を実施し、その数が主務大臣が定める数以上であること。

三 輸出検査を行つため主務省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が輸出検査の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 輸出検査の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行つていないことによつて輸出検査の運営が不公正になるおそれがないものであること。

六 輸出検査の運営を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有するものであること。

七 その指定をすることによつて申請に係る指定貨物の輸出検査の能力が著しく過剩とならないこと。

(指定の公示)

第十七条 主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定をしたときは、その指定検査機関の名称、住所、輸出検査の区分及び輸出検査を行つ事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

(検査の義務)

第十八条 指定検査機関は、輸出検査を行つべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、輸出検査を行わなければならない。

2 指定検査機関は、輸出検査を行つときは、第十六条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に輸出検査を実施させなければならない。

(事業所の変更)

第十九条 指定検査機関は、輸出検査を行つ事業所の所在地を変更し

よつとすることがあるときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(業務規程)

第二十条 指定検査機関は、輸出検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が輸出検査の公正な運営上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十一条 指定検査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、輸出検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(事業計画等)

第二十二条 指定検査機関は、毎年

業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十三条 指定検査機関の役員を選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 指定検査機関は、輸出検査を実施する者(以下「輸出検査員」という。)を選任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(解任命令)

第二十四条 主務大臣は、指定検査機関の役員又は輸出検査員がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は輸出検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(輸出検査員の登録)

第二十五条 主務省に輸出検査員登録簿を備え、輸出検査員に関する事項を登録する。

2 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手續は、主務省令で定める。

(罰則の適用)

第二十六条 輸出検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第二十七条 主務大臣は、指定検査機関が第十六条第一号から第六号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消等)

第二十八条 主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項、第四条若しくは第五条の指定を取り消し、又は期間を定めて輸出検査の業務の

全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第二十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで輸出検査を行つたとき。

三 第二十条第三項、第二十四条

又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けるとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は輸出検査の業務の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(帳簿の記載)

第二十九条 指定検査機関は、帳簿を備え、輸出検査に関し主務省令で定める事項を記載しなければならない。

第四章 輸出検査審議会

(設置)

第三十条 通商産業省に、輸出検査審議会を置く。

(権限)

第三十一条 輸出検査審議会(以下「審議会」という。)は、関係各大臣

の諮問に応じ、輸出検査に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三十二条 審議会は、委員六十人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第三十三条 委員及び専門委員は、

関係行政機関の職員及び輸出検査に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第三十四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第三十五条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第三十六条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(省令への委任)

第三十七条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 雑則

(審議会への諮問)

第三十八条 主務大臣は、第二条第一項、第四条若しくは第五条の命令の制定若しくは改廃の立案しようとするとき、又は第二条若しくは第八条第一項の主務省令、第四条若しくは第五条の基準を定める主務省令若しくは第十条第一項の品目を定める主務省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出検査を受ける者、第十条の規定により表示を附する者又は輸出業者に對し、その指定貨物の品目、数量、仕向地、所在の場所若しくは



輸出の時期又は輸出検査若しくは同条の規定による表示に関し、報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、輸出検査を受ける者、第十条の規定により表示を附する者若しくは指定貨物の輸出業者の事務所、事業所若しくは倉庫又はこれらの者の所有する指定貨物の保管の場所に立ち入り、指定貨物、第四条第一項の政令で定める材料、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明

書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(表示の除去等)

第四十一条 主務大臣は、前条第一項又は第二項の規定によりその職員に指定貨物又は第四条第一項の政令で定める材料を検査させた場合において、その指定貨物又は材料が次の各号の一に該当するときは、その表示を除去し、又はこれに消印を附することができる。

一 その指定貨物若しくは包装又は材料にこの法律の規定に違反して表示が附されているとき。

二 前号の場合のほか、第七条、

第八条第二項、第十条又は第十四

二条第一項の規定により表示が

附されている場合において、そ

の指定貨物又は材料の品質がそ

れぞれ第二条、第四条第一項、

第五条又は第八条第一項の主務

省令で定める基準に適合してい

ないとき。

三 第三条第一項若しくは第十条第一項の規定により主務大臣が

指定する貨物若しくはその包装

又は第四条第一項の規定により

主務大臣が指定する材料に第七

条又は第十条の規定により表示

が附されている場合において、そ

の表示の日の後それぞれ第三条

第一項、第四条第一項又は第十

条第一項の規定により主務大臣

が定める期間を経過している

(聴聞)

第四十二条 主務大臣は、第二十四

条又は第二十八条第一項の規定に

よる処分をしようとするときは、

その処分に係る指定検査機関に対

し、相当な期間において予告をし

た上、公開による聴聞を行わな

ければならない。

2 前項の予告においては、期日、

場所及び事案の内容を示さなけれ

ばならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係

る者及び利害関係人に対し、その

事案について証拠を提示し、意見

を述べる機会を与えなければなら

ない。

(異議の申立)

第四十三条 この法律の規定による

行政庁又は指定検査機関の処分

対し不服のある者は、その処分の

あつたことを知つた日から三十日

以内、その旨を記載した書面を

もつて、主務大臣に異議の申立を

することができる。ただし、処分

の日から六十日を経過したとき

は、異議の申立をすることができ

ない。

第四十四条 主務大臣は、異議の申

立を受理したときは、第四十二条

の例により公開による聴聞を行つ

た後、文書をもつて決定をし、そ

の写を異議の申立をした者に送付

しなければならない。

(手数料)

第四十五条 輸出検査を受けよう

とする者は、政府で定める額の手

料を納めなければならない。

2 前項の政令で定める手数料の額

(一)の指定貨物について二以上の

輸出検査を要する場合において

は、その二以上の検査の手数料の

額の合計額は、指定貨物の輸出

価格の百分の一をこえてはなら

ない。

(この法律の適用)

第四十六条 次の各号に掲げる機

関に納入する指定貨物のうち、輸出品の

を規律する必要があると認められ

るものであつて、政令で定める品

目に属するものその機関に対す

る納入は、輸出とみなして、この

法律の規定を適用する。

一 日本国とアメリカ合衆国との

間の安全保障条約第三条に基

き行政協定の実施に伴い設置され

た海軍販売所若しくはビー・

エックス又はこれらが販売する

貨物を調達するアメリカ合衆国

軍隊の機関

二 日本国における国際連合の軍

隊の地位に関する協定の実施に

伴い設置された機関であつて、

前号の機関に準ずるもの又はこ

れらが販売する貨物を調達する

国際連合の軍隊の機関

第六章 罰則

第四十七条 第三条、第五条、第九

条第二項又は第十条の規定に違反

して指定貨物を輸出した者は、三

年以下の懲役又は三十万円以下の

罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第四十八条 次の各号の一に該当す

る者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

<p>一 第十一条の規定に違反して表示を附した者</p> <p>二 第十二条第一項の規定に違反して、同項の規定による等級の表示を附さなかつた者</p> <p>第四十九条 第二十八条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した場合は、その行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 第四十条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第五十一条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合は、その行為をした指定検査機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十九条の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。</p>	<p>二 第三十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七条、第四十八条又は第五十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第四章及び第三十八条並びに附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(輸出品取締法の廃止)</p> <p>第二条 輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号。以下「旧法」といふ。)は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第三条 この法律(以下「新法」といふ。)の施行の際現に旧法第四条第一項の規定により指定されている品目(同条第二項の規定により指定されているものを除く。)に属する指定貨物であつて、新法の施行前に政府機関又は旧法第七条の二第一項の登録を受けた者が同項の規定による表示を附したものは、新法の施行の日から起算して三月間は、新法第三条第一項の規定にかかわらず、輸出することを妨げない。</p> <p>第四条 新法の施行の際現に旧法第七条の二第一項又は第二項の登録を受けている者は、新法の施行の日から起算して一月間は、それぞれ新法第三条第一項又は第五条の指定を受けた者とみなす。その者がその期間内に新法第三条第一項又は第五条の指定の申請をした場合において、その申請について指定又は指定の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定により新法第三条第一項又は第五条の指定を受けた者とみなされた者が新法の施行前に旧法第七条の七第四項の規定により認可を受けた表示の業務に関する規程は、新法第二十条第一項の認可を受けた業務規程とみなす。</p> <p>3 第一項の規定により新法第三条第一項又は第五条の指定を受けた者とみなされた者の新法の施行の日</p>	<p>の属する事業年度の事業計画及び収支予算については、新法第二十二條第一項中「毎事業年度開始前」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。</p> <p>第五条 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第六条 前三条に定めるもののほか、新法の施行に關し必要な経過的措置は、政令で定める。</p> <p>(大蔵省設置法の一部改正)</p> <p>第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三條第一号中「輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)」を「輸出品検査法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。</p> <p>(厚生省設置法の一部改正)</p> <p>第八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五條第三十三号を次のように改める。</p> <p>三十三 輸出品検査法(昭和三十三年法律第 号)の定めるところにより、所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を</p>	<p>査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。</p> <p>第二十四條第一項第二号中「輸出品取締法」を「輸出品検査法」に改める。</p> <p>(農林省設置法の一部改正)</p> <p>第九条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四條第十九号を次のように改める。</p> <p>十九 所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。</p> <p>第八條第一項第二十一号を次のように改める。</p> <p>二十一 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に關すること。</p> <p>(通商産業省設置法の一部改正)</p> <p>第十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>日</p>
--	--	--	--	----------

第四条第一項第二十二号を次のように改める。

二十二 輸出検査の基準を定め、指定検査機関を指定し及

び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。  
第十一条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

輸出品の等級、標準及び包装その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

輸出検査に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の六を次のように改める。

十四の六 所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第二十四条第一項第五号の三を次のように改める。

五の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

第二十七条第一項第十四号の三を次のように改める。

十四の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。  
第二十八条第一項第十三号の三を次のように改める。

十三の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

(農林物資規格法の一部改正)

第十三条 農林物資規格法(昭和十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条ただし書を次のように改める。

但し、輸出検査法(昭和三十三年法律第 号)第二条又は第八条第一項の省令で定める基準によつて格付を行う場合は、この限りでない。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 たいま議題となりました鉱害関係の二法案並びに輸出検査法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

この法律は、太平洋戦争中の強行出炭による特別鉱害を、急速かつ計画的に復旧することによって、民生の安定、国土の有効利用をはかり、あわせて石炭鉱業の健全な発展を期せんとするものであります。昭和二十五年に法律の施行以来、着々その成果を上げて参つたものであります。すなわち昭和三十一年度末までに百億円に上る復旧工事が完了することとなり、これを

もつて河川、道路、鉄道、水道、学校等、公共施設関係の復旧工事はすべて終了するわけでありました。しかしながら、農地及び家屋の一部につきましては、法律の有効期限であります本年五月十一日において、復旧工事は完了したものが若干残る見通しでございます。これは家屋につきましては、その復旧費が炭鉱からの納付金のみによつてまかなわれており、その納付期日が法律

の有効期限以後にならざるを得ないという理由によるものであり、農地関係につきましては、主として現地の工事能力からくる制約に基いていゝるものであります。

ここに上程されました改正案は、以上の状況にかんがみ、残工事の適正な施行を確保するため、法律の有効期限を昭和三十三年三月末日まで延長しようとするものであります。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

臨時石炭鉱害復旧法は、鉱害復旧事業を中心として、鉱害を計画的に復旧することにより、国土の有効利用及び民生の安定をはかり、あわせて石炭鉱業及び重炭鉱業の健全な発展を期せんとするもので、昭和二十七年に法律

施行以来、着々その成果を上げて参りました。すなわち昭和三十一年度末までに、農地関係十三億、河川、道路、水道等の公共施設関係十四億、合計二十七億に上る復旧工事が完了することとなり、特別鉱害の復旧と相俟つて鉱害地の状況は大幅に改善されつつある次第であります。

本改正案は、家屋を本法により復旧できるようにして、その復旧を促進

し、民生の安定をはかるとともに、農地及び公共施設関係の復旧工事をあわせて総合復旧の実を上げようとするものであります。

次に、各改正事項につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、家屋等、すなわち住宅、店舗、倉庫等の建物及びこれらの建物の用に供せられてゐる土地等を復旧基本計画の対象に加え、その工事費のうち、地盤の復旧費及びこれに起因する家屋等の補修費の半額に相当する額の補助金を国及び都道府県より交付することとしたのであります。このために国庫から補助金として七千万円が三十一年度予算に計上されております。第二点は、家屋等の復旧に際しまして、その復旧費のうち、賠償義務者たる炭鉱が負担すべき部分を負担する資力を有せず、またはその所在が不明の場合には、国、都道府県及び事業団の三者が当該炭鉱の負担すべき部分を負担して復旧することにいたしてあります。第三点は、家屋等が復旧工事の対象に加えられましたことに伴い、現行法の家屋等の復旧工事に關する協議及び裁定に關する規定を削除したことでありました。

以上が、鉱害関係の両改正案の内容の概略でございます。

以上が、鉱害関係の両改正案の内容の概略でございます。

両案は密接な関係にありますので、委員会におきましては一括して審議をいたして参りました。質疑の過程において特に問題となりました点は、特鉱法の期限満了後に残される特別鉱害の復旧方針、鉱害測量を公平に実施させるための方策、ボタ山くずれ、乱掘、盗掘の防止策、これに起因する鉱害の処理方法、さらに鉱害発生の原因である石炭生産についての政府の基本的政策を問いたが等、活発な質疑応答がかわされたのでありますが、その詳細については、速記録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、阿具根委員は、社会党を代表して、特別鉱害復旧臨時措置法の改正案については、法律の期限満了後の復旧工事に万全の対策を要望して、賛成の意を表され、さらに、臨時石炭鉱害復旧法の改正案については、次の付帯決議案を付して賛成の意を表されました。付帯決議案の内容は、次の通りであります。

政府は、本改正法の施行にあたり、次の諸点について特段の考慮を払い、必要な措置を講ずべきであります。

一、鉱害の認否、復旧に関する紛争の円滑なる処理を図るとともに、鉱害測量の公平な実施とこれに必要な予算を確保すること。

二、家屋の復旧を促進するための予算の増額を図ること。

三、汚濁水の放流、ボタ山の崩壊、盗掘、盗掘等について万全の予防措置を講ずるは勿論、これらによつて起る鉱害の被害者保護については、遺憾なき措置を講ずること。

なお、この際政府は、鉱害発生要因の除去に一層の努力をするとともに、石炭政策の基本的態度を明確にし、もつて石炭鉱業の発展と安定を図るべきである。

以上が付帯決議案の内容であります。

討論を終局し、両法案を採決の結果、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、阿具根委員提案の臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に対する付帯決議案を採決の結果、これまた全会一致をもつて、商工委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、輸出検査法案について御報告申し上げます。

本法案は、現行輸出品取締法を全面的に改めるものでありまして、この輸出品取締法では、輸出品の製造業者と輸出業者などの自家表示を建前としており、政府は単に品目の指定、品質の標準、包装条件及びその表示様式を定めるだけでありまして、特殊の品目に限り、例外として政府機関とか登録検査機関の表示を強制しているにすぎません。このような自家検査を建前とした検査制度では、粗悪品の輸出を完全に防止することは困難であるし、最近における輸出入貿易の状況から見ても、その弊害が少くないのであります。特に最近大きく取り上げられました問題は、中共における日本見本市等にも現われ、わが国輸出品の価値を著しく低め、親善関係をそこなうような遺憾な事例も否定できないことでもあります。それがために、一その能率的かつ合理的な検査制度を実施することに

よつて、輸出品の質的な競争力を強化し、輸出入貿易の健全な発達に寄与せしめようとするものであります。

次に、本法案の概要を申し上げます。まず第一に、自家表示を建前としている現行制度を改めまして、政令で

指定する貨物については、原則として政府機関か、政府が指定する検査機関の行う輸出検査を受け、これに合格した旨の表示が付されたものでなければ、輸出することができないこととしたことであります。

第二は、材料または設計あるいは製造中の品質の検査を行わなければ、完成品としての検査を適確に行うことのできないものは、製造過程において検査に合格したものでなければ完成品の状態で検査を受けることができないことになっております。

第三は、包装条件について特別の検査を必要とするものは、完成品の検査の後に、包装条件について、さらに検査を受け、合格しなければ輸出を禁止されるのであります。

第四は、政府機関または指定検査機関は、輸出検査に合格した旨の表示、等級のあるものは等級の表示をつけることになっております。

第五は、検査機関の指定は、その機関が公益法人であつて、全国一円の規模のもとに十分な機械器具、輸出検査員及び事業所をもつて、公正な検査活動を行い得るものを、申請によつて指定することとしたのであります。

第六は、この指定検査機関の監督は、その業務規程、役員を選任、解任を認可制とするほか、事業計画、収支予算を事前に政府で検討し、役員、検査員が公正な検査を行なつた場合には、聴聞の上解任を命ずることができるようになってあります。

第七として、検査の特例を設けまして、特に政府機関または指定検査機関の検査を必要としないと認められる一部の指定貨物は、定められた基準に適合している旨、その他必要な表示が付されていれば、輸出ができるものとして、自家表示の制度が残されてあります。

その他、輸出検査審議会の設置、輸出検査員の登録、報告の徴収、立入検査、聴聞、異議の申立、罰則等、必要な規定を設けてあります。

以上が、本法案の概要でございますが、商工委員会におきましては、各委員から熱心な質疑が行われ、農林水産委員会の決定いたしました。本法施行に当つては、まずもつて検査機構の整備充実をはかり、輸出貨物の生産並びに検査に支障を来さないよう、受検

手続の簡素化及び検査手数料の軽減等について遺憾のないよう措置されるよ

「う」にこの申し入れがありました。当委員会といたしまして、これらの事情を十分勘案いたしました。きわめて慎重に審議を行なったのでありますが、その詳細については、速記録で御承知を願うことといたしまして、その質問のおもなる点を申し上げます。第一は、輸出検査員の身分の保証と検査員の数についてであります。第二は、指定検査機関の整理統合と経理の健全化、検査手続、検査手数料についてあります。その第三は、本法施行に伴う予算的裏づけについてであり、最後に、本法施行による中小企業者への影響についてであります。

質疑が終り、討論に入りましたところ、まず白井委員から、自由民主党を代表して、「本法案の提案の趣旨には賛意を表すが、なお不十分な点があるので、阿具根委員、豊田委員、大竹委員と共同して修正案を提出する」旨の意見の開陳があり、あわせて付帯決議案の提出があったのであります。その修正案の要点を申し上げますと、  
一、品質検査、材料検査等に当り、その検査基準だけでなく、その検査方法をも主務省令で具体的に定めるようにすること。二、指定検査機関の輸出検査員の選任、解任を、その役員と同様に認可制とすること。三、本法の規定に違反して指定貨物を輸出した者に対し、主務大臣は公開による聴聞の上、輸出停止を命ずることができることとする。この命令違反に対する罰則を設けることとあります。さらに、白井委員提出の付帯決議案は、

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について、特段の考慮を払い、必要な措置を講ずべきである。  
一、法第十条の検査の特例の適用については、なるべく最小限度の貨物に止めること。  
二、一つの指定貨物について現在政府機関と民間機関と併存しているものもあるも、これをいずれかに一本化する事。  
三、輸出貿易の繁閑、好不況等も考慮し、なるべく数品目の検査を行う統合検査機関を作り、弾力性ある運営をなし得るよう措置すること。  
四、政府の検査及び検査監督機関を整備強化し、公正かつ適確に業務を実施し得るよう措置すること。  
五、関係検査機関は共同して検査員の技術の向上、身分の安定を図るよう指導すること。

六、受検手続の簡素化及び検査手数料の軽減に努め、特に中小企業及び農林水産業の負担を過重ならしめないよう万全の措置を講ずること。  
七、検査機械、器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講ずること。

といたすのであります。  
次いで、近藤委員から日本社会党を代表して共同提案の修正案及び白井委員提出の付帯決議案に賛成する旨の意見が表せられ、豊田委員は縁風会を代表し、また大竹委員からも、それぞれ修正案及び付帯決議案に賛成の意見が述べられたのであります。

かくて討論を終り、まず、白井委員から提出された修正案の採決の結果、全会一致をもって可決、次いで修正案を除く原案を採決いたしましたところ、同様、全会一致をもって可決、よって輸出検査法案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次いで白井委員提案の輸出検査法案に対する付帯決議案の採決の結果、全会一致をもって商工委員会の決議とすることに決定した次第であります。以上、御報告を終わります。(拍手)

以上、両案を一括して議題とするに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長堀末治君。  
〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十三年三月十九日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 松野鶴平殿  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案  
正する法律

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。  
まず、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案  
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案  
以上、両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもって可決せられました。  
○議長(松野鶴平君) 次に、輸出検査法案全部を問題に供します。委員長長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
日程第六、昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案(衆議院提出)

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条中「四百七十六億七百万円」を「五百四十六億七百万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四条の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十一年度において出資するものとする。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案

第二十五回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

昭和三十一年三月十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、昭和三十一年の政令で定める災害(以下「災害」といふ)による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農家」とは、米穀を生産する農家であつて、災害による著しい減収のためその生産に係る米穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいふ。

(米穀の売渡)

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準として災害による減収の程度を参しやくして農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すのに必要な数量の米穀を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対し、これに必要な数量の米穀を農林省令で定める手続に従い売り渡すものとする。

(売渡の価格)

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米穀を売り渡す場合の価格は、被害農家の売渡を受ける当該米穀の購入価格がおおむね次の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

- 一 国内産米穀については玄米(三等)一石につき、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、

山形県、福島県、新潟県、富山

県、石川県及び福井県において生産されたものにあつては九、

四七〇円、その他の都府県において生産されたものにあつては九、四九五円

二 輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔堀末治君登壇、拍手〕

○堀末治君 たいま議題となりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案について、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業金融公庫は、設立以来すでに四カ年、その間、これが目的に従って運営されているのであります。昭和三十一年度における融資金額は、総額三百五十億円と予定し、前年度に比較して六十億円の増加となつており、そ

の貸付の原資は、産業投資特別会計からの出資七十億円、回収金百億円、資金運用部資金特別会計からの借入金六

十三億円並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計からの借入金百十七億円と計画されております。そこで、昭和三十一年度において政府が産業投資特別会計から七十億円を出資するため、

現行農林漁業金融公庫法第四条において、政府からの出資金が四百七十六億円増額して、五百四十六億七千万円と改めようとするのが、この改正法律案の提案の理由とその内容であります。

委員会におきましては、まず農林当局から提案の理由、農林漁業金融公庫貸付業務の現況並びに昭和三十一年度における貸付原資及び貸付予定計画等について説明を聞き、続いて質疑に入り、農林当局との間に、農林漁業金融公庫における貸付業務の運営の現況及びその当否、昭和三十一年度貸付予定計画の内容及びその当否、すでに融資を受けて実施された事業の実績並びに米国余剰農産物の受け入れ中止に伴い見返り円資金の補てんのための農林漁業金融公庫の融資の有無等について、細大にわたって各般の質疑が行われたのであります。その内容については、

會議録によつて御承知を願いたいのであります。

かくて質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、題名によつて明らかにならうに、昭和三十一年の冷害等政令で定める災害による被害農家に対して、その飯用の米の売り渡しについて特別な措置を規定しようとするものであります。米の生産農家であつて、都道府県知事から、災害によつて大きな被害をこうむり、飯用の米が非常に不足するといふ認定を受けた者に対して、飯用の米の一定量を廉価に売り渡すこととなし、その売り渡し価格は、被害農家の購入価格が、おおむね国内産米については、大体生産者価格、すなわち玄米三等一石につき、北海道、

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川及び福井県産のものは九千四百七十円、その他の都府県産のものは九千四百九十五円となるように、また輸入米については、これらの

価格を基準として農林大臣が定めることになつております。

委員会におきましては、提案者代表から提案理由について、また提案者代表及び農林当局から、この法律の運用方針について説明を聞き、続いて質疑に入り、提案者代表及び農林当局との間に、この法律の適用対象となる災害の種類、地域及び被害農家の範囲並びに米の特別売り渡し数量及びその決定方法の当否、この法律案は、第二十五回国会に提出され、昨年十二月一日から施行されることが期待されていたにかかわらず、その成立が今日まで延びたのであるが、その遅延が被害農家に及ぼした影響と、それに対する救済措置、特別に売り渡された米の末端における流通対策、米の特別安売りによつて生ずることが予想される食糧管理特別会計の赤字の処理方法等について、質疑応答が行われたのであります、その詳細は、会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります、特に食糧管理特別会計において生ずることが予想される赤字に対する措置が問題となり、これに対して、農林政務次官から政府の方針として、「この法律の施行によつて生ずることが予想される食糧管理特別会計の赤字については、特

別に売り渡した米の数量の確定を待つて、前例に従つて、別途立法措置を講じて一般会計から繰り入れて処理したい」との趣旨の説明があり、かくて質疑を終り、討論に入り、格別の発言もなく、採決の結果、これまた全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。  
両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。  
本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。  
本日は、これにて散会いたします。  
午前十一時四十九分散会

○本日の会議に付した案件  
一、故マクサイサイ、フィリピン共和国大統領に弔詞贈呈の件  
一、特派大使任命につき議決を求め

る件

一、日程第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

一、日程第二 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

一、日程第三 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

一、日程第四 輸出検査法案

一、日程第五 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、日程第六 昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案

出席者は左の通り。  
議長 松野 鶴平君  
副議長 寺尾 豊君

議員  
宮城タマヨ君 前田 久吉君  
早川 慎一君 野田 俊作君  
中山 福蔵君 豊田 雅孝君  
田村 文吉君 竹下 豊次君  
村上 義一君 廣瀬 久忠君  
大谷 養雄君 武藤 常介君  
川口爲之助君 高良 とみ君  
北 勝太郎君 鹿島守之助君  
石井 桂君 松岡 平市君  
伊能繁次郎君 加賀山之雄君  
奥 むめお君 堀 末治君  
有馬 英二君 苦米地英俊君

近藤 鶴代君 上林 忠次君  
河野 謙三君 佐藤 尙武君  
井野 碩哉君 西川甚五郎君  
谷口弥三郎君 新谷寅三郎君  
森田 義衛君 杉山 昌作君  
後藤 文夫君 高瀬莊太郎君  
石黒 忠篤君 本多 市郎君  
鶴見 祐輔君 堀本 宜實君  
前田佳都男君 松村 秀逸君  
鈴木 万平君 柴田 栄君  
大谷藤之助君 西川弥平治君  
重政 庸徳君 土田国太郎君  
斎藤 昇君 雨森 常夫君  
永野 護君 三木與吉郎君  
田中 啓一君 横川 信夫君  
木島 虎蔵君 安井 謙君  
関根 久蔵君 秋山俊一郎君  
最上 英子君 岩沢 忠泰君  
三浦 義男君 高野 一夫君  
宮田 重文君 小柳 牧衛君  
木内 四郎君 左藤 義隆君  
植竹 春彦君 石原幹市郎君  
黒川 武雄君 苦米地義三君  
中山 壽彦君 泉山 三六君  
井村 徳二君 伊能 芳雄君  
小澤久太郎君 西田 信一君  
稲浦 鹿蔵君 吉江 勝保君  
平島 敏夫君 後藤 義隆君  
勝俣 稔君 小西 英雄君

佐藤清一郎君 西岡 ハル君  
宮澤 喜一君 横山 フク君  
榊原 亨君 佐野 廣君  
青柳 秀夫君 白井 勇君  
山本 米治君 大谷 登潤君  
寺本 廣作君 細木 亨弘君  
小輪 治和君 館 哲二君  
郡 祐一君 西郷吉之助君  
小林 武治君 紅露 みつ君  
小山邦太郎君 石坂 豊一君  
野村吉三郎君 笹森 順造君  
林屋亀次郎君 津島 壽一君  
吉野 信次君 江藤 智君  
田中 茂穂君 大矢 正君  
林田 正治君 中野 文門君  
森中 守義君 北村 暢君  
鈴木 強君 藤田藤太郎君  
相澤 重明君 松永 忠二君  
占部 秀男君 森 元治郎君  
木下 友敬君 平林 剛君  
山本 經勝君 岡 三郎君  
秋山 長造君 久保 等君  
柴谷 要君 大和 与一君  
安部キミ子君 近藤 信一君  
千葉 信君 戸叶 武君  
大倉 精一君 竹中 勝男君  
田畑 金光君 松澤 兼人君  
河合 義一君 小笠原三男君  
成瀬 幡治君 藤田 進君

- |        |        |
|--------|--------|
| 島 清君   | 田中 一君  |
| 加藤シツエ君 | 三木 治朗君 |
| 東 隆君   | 荒木正三郎君 |
| 市川 房枝君 | 野坂 参三君 |
| 岩間 正男君 | 横川 正市君 |
| 辻 武壽君  | 白木義一郎君 |
| 大竹平八郎君 | 鈴木 壽君  |
| 大河原一次君 | 伊藤 顯道君 |
| 北條 雋八君 | 天坊 裕彦君 |
| 光村 甚助君 | 湯山 勇君  |
| 坂本 昭君  | 安部 清美君 |
| 海野 三朗君 | 中村 正雄君 |
| 矢嶋 三義君 | 相馬 助治君 |
| 小酒井義男君 | 永岡 光治君 |
| 松浦 清一君 | 高田なほ子君 |
| 片岡 文重君 | 羽生 三七君 |
| 山下 義信君 | 棚橋 小虎君 |
| 内村 清次君 |        |
- 國務大臣  
郵政大臣 平井 太郎君
- 政府委員  
内閣官房長官 石田 博英君  
農林政務次官 八木 一郎君  
通商産業政務次官 長谷川四郎君

参議院會議録第十四号中正誤

- |    |   |    |       |
|----|---|----|-------|
| 頁段 | 行 | 誤  | 正     |
| 二〇 | 五 | 終り | 罪を犯す  |
| 二〇 | 五 | から | 罪を犯す  |
| 二二 | 五 | 八  | 俸給与体系 |
| 二二 | 五 | 一  | 給与体系  |
| 二三 | 三 | 一  | 勞働経験者 |
| 二三 | 三 | 一  | 等     |
| 二三 | 三 | 一  | 等     |
| 二三 | 三 | 一  | 等     |

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定價 一部 十五円  
(但し長崎紙は二十円)  
(税別)

発行所 東京都新宿区市名木村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段御堂一五五五